

働きながら子育ても介護もできる環境を作るための行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、退職せずに働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

★全計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員に育児休業制度や介護休業制度に関する資料を作成して配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年5月～ 職員の具体的なニーズの調査、育児休業制度等についての情報収集
- 令和4年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産前産後・育児休業、介護休業復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和4年5月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和4年9月～ 相談員の研修
- 令和5年4月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標3：育児休業・介護休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和5年5月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和5年9月～ 研修内容の検討
- 令和6年4月～ 研修の実施